

日液協第26～8号  
平成26年4月22日

会員各位

日本液化石油ガス協議会

対震遮断器の未設置について（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、経産省より別添のとおり、本省所管販売事業者において液石法規則に規定されている対震遮断機能がないガスメータの使用に際し対震遮断器が設置されていない設備が複数確認されたことから、再発防止のための周知依頼がありました。

つきましては、会員各位におかれましては、営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

敬 具

（発信手段：Eメール）

（担当：飯田・岩田）

別添

経済産業省

26 商ガ安第 13 号  
平成 26 年 4 月 17 日

日本液化石油ガス協議会  
会長 川本 武彦 殿

経済産業省商務流通保安グループ  
ガス安全室長 大本 治康



対震遮断器の未設置について（注意喚起）

上記の件について、別紙のとおり再発防止のための注意喚起を実施すること  
としました。

つきましては、貴協会傘下の会員への周知をお願いします。

(別紙)

経済産業省

26 商ガ安第 13 号

平成 26 年 4 月 17 日

対震遮断器の未設置について (注意喚起)

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長

今般、本省所管の液化石油ガス販売事業者において、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (以下、「規則」という。) 第 18 条第 22 号ハに規定する「器具省令別表第三に掲げる対震遮断器」が未設置の供給設備が複数確認されたことが判明しました。

具体的には、対震遮断機能が内蔵されていないガスメーターを使用する場合は、対震遮断器を設置しなければならないところ、未設置であったものです。

本件は、上述で規定する技術上の基準に適合しないものであり、商務流通保安グループガス安全室は、当該販売事業者に対し厳重に注意し、改善及び再発防止に関する措置を行うよう指示しました。

つきましては、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、下記のとおり要請し、技術上の基準に不適合とならないよう注意喚起します。

記

供給設備が規則第 18 条第 22 号で規定する技術上の基準に適合しているか確認し、適合していない場合は適合するよう措置すること。